

工事費内訳書の情報提供等事務取扱要領

平成 25 年 4 月 1 日 制定

(目的)

第 1 条 この要領は、大阪市都市整備局（以下「当局」という。）が発注する建築工事及び建築設備工事（畳工事及びガス設備工事を除く。以下「工事」という。）について、各発注グループが作成する予定価格の算出に係る工事費内訳書等の情報の取扱いに関し必要な事項を定め、もって工事契約に係る事務の適正な執行を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要領における用語の定義は次の各号による。

- (1) 工事費内訳書 工事の予定価格の算出に用いた内訳書として、種目別内訳、科目別内訳及び細目別内訳で構成したものをいう。
- (2) 種目別内訳 種目名称及び金額（消費税等相当額を除いたもの。以下同じ。）共通費並びに消費税等相当額を明示したものをいう。
- (3) 科目別内訳 科目名称及び金額を明示したものをいう。
- (4) 細目別内訳 各科目に属する細目ごとに数量、単価及び金額を明示し、備考の内容を除いたものをいい、別紙明細を含む。
- (5) 数量内訳書 工事費内訳書のうち、単価、金額及び備考の内容を除いたものをいう。
- (6) 算定基準書 工事費内訳書を作成するための積算基準等であって、別に定めるもの（以下「算定基準」という。）について、次条第 2 項に定める情報提供のために作成した文書をいう。
- (7) 提供用文書 第 2 号から第 6 号の文書をいう。

(情報提供)

第 3 条 何人も、この要領に定めるところにより、当局に対し、提供用文書の交付を申し出ることができるものとする。

2 当局は、前項の申出に基づき提供用文書の交付（以下「情報提供」という。）を行う。

(数量内訳書の添付)

第 4 条 数量内訳書は、全ての工事について、入札契約に係る設計図書に添付する。ただし、数量内訳書は参考資料として添付するものであり、当該工事の契約において発注者及び受注者を拘束するものではない。

(数量内訳書の情報提供)

第 5 条 数量内訳書の情報提供は、全ての工事を対象とし、その期間は、請負契約を締結した月の翌月の 25 日（休日の場合は翌開庁日とする。）以降とする。

(種目別内訳及び科目別内訳の閲覧)

第6条 請負契約を締結した工事(以下「契約工事」という。)のうち、予定価格(税込)が1,000,000円を超える工事(当該工事以後に発注する工事の予定価格の類推につながる工事を除く。)について、種目別内訳及び科目別内訳を閲覧に供し、その期間は、当該工事の請負契約を締結した月の翌月の25日(休日の場合は翌開庁日とする。)から当該工事の請負契約を締結した月の属する年度の2年後の年度末までとする。

2 前項の閲覧は、当該工事の発注グループにおいて行う。

(細目別内訳の情報提供)

第7条 細目別内訳の情報提供は、全ての契約工事を対象とし、その時期は、当該契約工事の当初契約日の属する年度の末日から2年を経過した日の翌開庁日以降とする。ただし、その時点で継続している工事は、受注者が当該工事の完成検査に合格した日の翌開庁日以降とする。

(算定基準の情報提供)

第8条 算定基準のうち当局の定めたものの情報提供は、当該算定基準を所管するグループにおいて算定基準書により行う。

(職員の行動方針)

第9条 入札契約業務の執行にあたり、職員が不当要求行為を受けたときは、その経過を記録し、直ちに管理監督者へ報告するなど「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」に基づき行動する。

(細目)

第10条 この要領の運用に関し必要な事項は、細目でこれを定める。

附 則

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 第6条の規定は、平成24年4月1日以降に当初契約を締結した工事から適用する。
- 3 第5条及び第6条第1項の規定は、令和4年10月1日以降に当初契約を締結した工事から適用する。